

入院診療に関する院内掲示

＊入院基本料に関する事項(2階病棟)

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 8 時 30 分 ～ 夕方 17 時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は 6 人以内です
- ・夕方 17 時 ～ 深夜 1 時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は 12 以内です
- ・深夜 1 時 ～ 朝 8 時 30 分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は 12 人以内です

＊入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については 18 時以降)、適温で提供しています。食事提供時間は、朝食(8 時)、昼食(12 時)、夕食(18 時)です。

＊入院期間が180日を超える入院について

平成14年4月1日の診療報酬改定に伴い、入院期間が180日を超える患者様について、健康保険一部負担金とは別に、選定療養費をいただくことになっています。

※厚生労働大臣の定める疾病及び状態にある場合は除く

一般病棟入院基本料 地域一般入院基本料 1 1日につき 1,930 円(税込)